

## 確認検査手数料改定のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当機関では平成30年7月1日引受分より、確認検査手数料の一部を改定させていただきますことになりました。

今後もより一層のサービス向上を心がけてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ■手数料改定の理由及び変更内容

(1) 省エネ適判を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料の加算額を明確にするため新たに加算額を設定します。

**省エネ適判を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、その手数料額の40%の額を加算します。**

(2) 建築物の階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法の審査に伴う加算額の下限額を設定します。

**各検証法加算額の下限額は、35,000円とします。**

(3) 構造計算ルート2の審査が必要な建築物の審査加算額を新たに設定します。

**構造計算ルート2の審査を要する建築物は、当該建築物の延べ面積に係る確認手数料の10%の額を加算します。**

(4) 限界耐力計算の審査が必要な建築物の審査加算額を改定します。

**限界耐力計算の審査が必要な建築物は、当該建築物の延べ面積に係る確認手数料の20%の額を加算します。**

(5) 特定天井を設ける建築物の審査加算額を新たに設定します。

**特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額を加算します。**

(6) 構造計算適合性判定を要する建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料を新たに設定します。

**整合性審査等の手数料は10,000円/件を加算します。(計画変更申請の場合は5,000円/件を加算します。)**

(7) その他手数料表の記載を見直し、内容等を分かりやすく変更します。

### ■変更を行う時期

平成30年7月1日引受分より改定した手数料を適用させていただきます。

〈お見積り、お問い合わせ先〉  
株式会社都市居住評価センター  
確認検査事業部  
TEL03-3504-2386  
FAX03-3595-0900  
kakunin@uhec.co.jp